

令和2年度 東京都私立高等学校等

## 授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ

## 1 授業料軽減助成金・奨学給付金について

私立高等学校等に在学している生徒の保護者の皆さまに、学費負担を軽減することを目的として、返還が不要の3つの助成金制度があります。

このお知らせでご案内するのは、東京都の助成制度である「**授業料軽減助成金**」と「**奨学給付金**」です。

これらの制度を利用するためには、**年度ごとに申請が必要ですので、対象となる方は忘れずにご申請ください。**

授業料軽減助成金は、年収目安約910万円までの世帯に対し、在学校の授業料を上限に国の「**就学支援金**」と合わせて、46万1,000円（都内私立高校平均授業料相当）まで助成する制度です。

また、所得制限を超過した場合でも、23歳未満の扶養する子が3人以上いる世帯については、5万9,400円まで助成が受けられます。

この事業は、「**就学支援金**」とは別の制度ですので、それぞれ別に申請が必要（下表をご参照ください）です。

|                  | 授業料の負担軽減        | 授業料以外の負担軽減   | 手続き   |
|------------------|-----------------|--------------|---|
| 国の助成<br>(返還不要)   | <b>就学支援金</b>    | —            | 申請書類は学校に提出してください。                           |
| 東京都の助成<br>(返還不要) | <b>授業料軽減助成金</b> | <b>奨学給付金</b> | このお知らせでご案内する制度です。申請書類は(公財)東京都私学財団に郵送してください。 |

「申請書」が複写式になっておりますのでご注意ください。

<申請書1枚目> **授業料軽減助成金**

<申請書2枚目> **奨学給付金**

対象とならない方（2ページの**5**をご参照ください）は2枚目を取り外して1枚目のみご提出ください。

## 2 申請期間

**令和2年6月19日(金)～令和2年7月31日(金)** ※7月31日(金)消印有効

※ 期間外の申請につきましては、受付できません。

## 3 スケジュール

- 6月上旬～ 申請書を学校又は私学財団ホームページから入手、住民票等の必要書類の入手
- 6月19日～7月31日 申請手続き ※詳しくは下記**4**「申請の方法」をご参照ください。  
～ 財団での審査・学校での在籍等の確認～
- 12月下旬 結果の通知、申請者口座への振込

※私立通信制高等学校（都認可）の**授業料軽減助成金**については、10月頃の申請となります。

(対象校：NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学附属望星高等学校、目黒日本大学高等学校、立志舎高等学校)

※上記のスケジュールは、諸般の事情により、変更となる場合があります。変更となる場合には、東京都私学財団のホームページや、各学校を通じてお知らせします。

## 4 申請の方法

- 申請書とその他必要な書類をご準備ください。
- 「角2(A4)サイズ」の封筒に必要書類を折らずに入れ、8ページの**12**「宛名ラベル」を切り取り、封筒に貼ってください。
- 兄弟姉妹で申請の場合は、それぞれ必要書類をご用意いただき、「2名分申請」と封筒に記載してください。
- 郵便局の窓口で「**特定記録郵便**」でお出しください。「**特定記録郵便**」の郵送状況は日本郵便(株)のホームページで確認できます（※申請されたかどうかは特定記録郵便の郵送状況確認をもって行います。記録郵便の控えは、受給が確認できるまでお手元に保管しておいてください）。

※ご提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。控えが必要な方はコピーをおとりください。

## 5 対象となる申請者の要件と金額

対象となる申請者は、生徒の保護者等で下記の(1)～(3)のすべての要件に該当する方です。

### (1) 授業料軽減助成金 保護者（申請者）と生徒が、令和2年5月1日以前から申請時まで引き続き東京都内に居住

※ 生徒が、学校の指定する寮に入り、都内から都外に移り住んだ場合は助成の対象となります（財団指定の証明書が必要）。

### 奨学給付金 保護者（申請者）が、令和2年7月1日現在、東京都内に居住

※ 奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問い合わせください。

### (2) 令和2年7月1日現在※1、下記の①～④のいずれかの私立学校及び課程に在学する生徒の保護者※2

① 私立高等学校（全日制課程、定時制課程）※3

② 私立中等教育学校後期課程

③ 私立高等専門学校（1～3年）

④ 私立専修学校高等課程（1年6カ月制の場合は令和元年10月入学者及び令和2年4月入学者の保護者）

※1 令和2年7月2日以降に入学した場合は、申請日現在です。

※2 生徒が以下のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

・ 就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合

・ 平成26年4月1日前から引き続き就学支援金の対象校に在学している場合

（平成26年3月31日に退学し、平成26年4月1日に第1学年（年次）に入学した場合を除く）

→申請書は2枚目を取り外し、1枚目の「授業料軽減助成金」のみご提出ください。

※3 私立通信制高等学校（都認可※下記対象校）の「授業料軽減助成金」については、10月頃の申請となります（専用の申請書等が別途配布されます）。ただし、「奨学給付金」の対象となる方はこの申請書では申請できないので、お知らせ・申請書を在学学校又は財団ホームページからご入手の上、**2**「申請期間」中に「奨学給付金」専用の申請書で申請してください。

（対象校：NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、目黒日本大学高等学校、立志舎高等学校）

### (3) 次の対象世帯区分A～Dのいずれかに該当する方（※該当の可否に関するお電話での案内はできませんのでご了承ください）

| 対象世帯区分  |  | 授業料軽減助成金の軽減額<br>保護者が実際に負担する授業料が上限<br>(年額) ※4<br><b>&lt;申請書1枚目&gt;</b> | 奨学給付金の給付額<br>(年額) ※5<br><b>&lt;申請書2枚目&gt;</b> |
|---|--|---|---|
| A   | 生活保護 生業扶助（高等学校等就学費）<br>受給世帯  | 65,000円   | 52,600円                                       |
|   | 生活保護受給（生業扶助を受給していない）世帯<br>令和2年度の住民税が「非課税」又は<br>「均等割のみ」の世帯<br>均等割のみの世帯とは住民税の<br>「均等割（区市町村民税3,500円+都民税1,500円=年税額5,000円）<br>のみ課税され、所得割額が0円（非課税）の世帯です。 |   | 138,000円<br>又は<br>103,500円<br>※6              |
|   | 区市町村民税課税標準額×6%－区市町村民税<br>調整控除相当額※1が、154,500円未満の世帯  |   | 342,200円                                      |
| B 区市町村民税課税標準額×6%－区市町村民税<br>調整控除相当額※1が、304,200円未満の世帯 |  |   |   |
| C   | 上記Bの基準を超過する場合で、世帯<br>人数に応じた基準額以下の世帯※2  | 59,400円   |   |
| D   | 上記Cの基準を超過する場合で、扶養する<br>23歳未満の子が3人以上いる多子世帯※3  |   |   |

※1 調整控除相当額について

・ 申請者（保護者）1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入（パート等）が配偶者控除の範囲内の所得＝1,500円

・ 申請者（保護者）とその配偶者が共に所得がある世帯で、配偶者控除を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、配偶者特別控除を受けている世帯＝3,000円

※2 詳しくは、3ページの**6**「対象世帯区分Cの「基準額表」」をご参照ください。

※3 世帯において税法上扶養する23歳未満の子が3人以上いることが条件です。税法上扶養するとは、令和元年12月31日時点で扶養しているものとして住民税の申告をしている状態になります。なお、令和2年の1月1日～5月1日の間に生まれた子は、23歳未満の扶養する子の人数に含めます。

※4 授業料軽減助成金の軽減額（年額）は、就学支援金との合計額が46万1千円の範囲内で、保護者が実際に負担する授業料が上限になるため、表記の軽減額（年額）より減額となる場合があります。

※5 生徒が通信制課程に在学している場合の給付額は異なります。この申請書では申請できません。「奨学給付金」専用のお知らせ・申請書を在学学校又は財団ホームページからご入手ください。

※6 世帯の構成員の状況により給付額が異なります。詳しくは4ページの**7**「対象者および給付額の確認方法」をご参照ください。

## 6 対象世帯区分Cの「基準額表」 【授業料軽減助成金】

対象世帯区分Bの基準を超過する場合で、かつ、令和2年度の基準額【区市町村民税課税標準額×6%－区市町村民税調整控除相当額】が下記に定める世帯人数に対応した基準額以下の世帯であれば、**5**(3)の「C 世帯人数に応じた基準額以下の世帯」に該当します。

世帯人数は、申請者及びその配偶者と、それぞれの税法上の扶養人数（住民税課税・非課税証明書に記載された人数）の合計人数となります。

**I. ひとり親家庭及び配偶者控除を受けている世帯** に該当する方 ⇒ 申請者（保護者）1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入（パート等）が【配偶者控除】の範囲内の所得の世帯です。

**II. 配偶者控除を受けていない（ひとり親家庭を除く）世帯** に該当する方 ⇒ 申請者（保護者）とその配偶者が共に所得がある世帯で、【配偶者控除】を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、【配偶者特別控除】を受けている世帯です。

| I. ひとり親家庭及び配偶者控除を受けている世帯 |                                     |    |            |            |            |
|--------------------------|-------------------------------------|----|------------|------------|------------|
| 世帯人数                     | 3人                                  | 4人 | 5人         | 6人         | 7人         |
| 基準額                      | —                                   | —  | 313,800円以下 | 327,600円以下 | 358,680円以下 |
| 世帯人数                     | 8人以上                                |    |            |            |            |
| 基準額                      | 358,680円に世帯人数が1人増すごとに31,080円を加えた額以下 |    |            |            |            |

| II. 配偶者控除を受けていない（ひとり親家庭を除く）世帯 |                                     |            |            |            |            |
|-------------------------------|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 世帯人数                          | 3人                                  | 4人         | 5人         | 6人         | 7人         |
| 基準額                           | 320,340円以下                          | 378,120円以下 | 438,060円以下 | 451,860円以下 | 482,940円以下 |
| 世帯人数                          | 8人以上                                |            |            |            |            |
| 基準額                           | 482,940円に世帯人数が1人増すごとに31,080円を加えた額以下 |            |            |            |            |

### 世帯人数の数え方

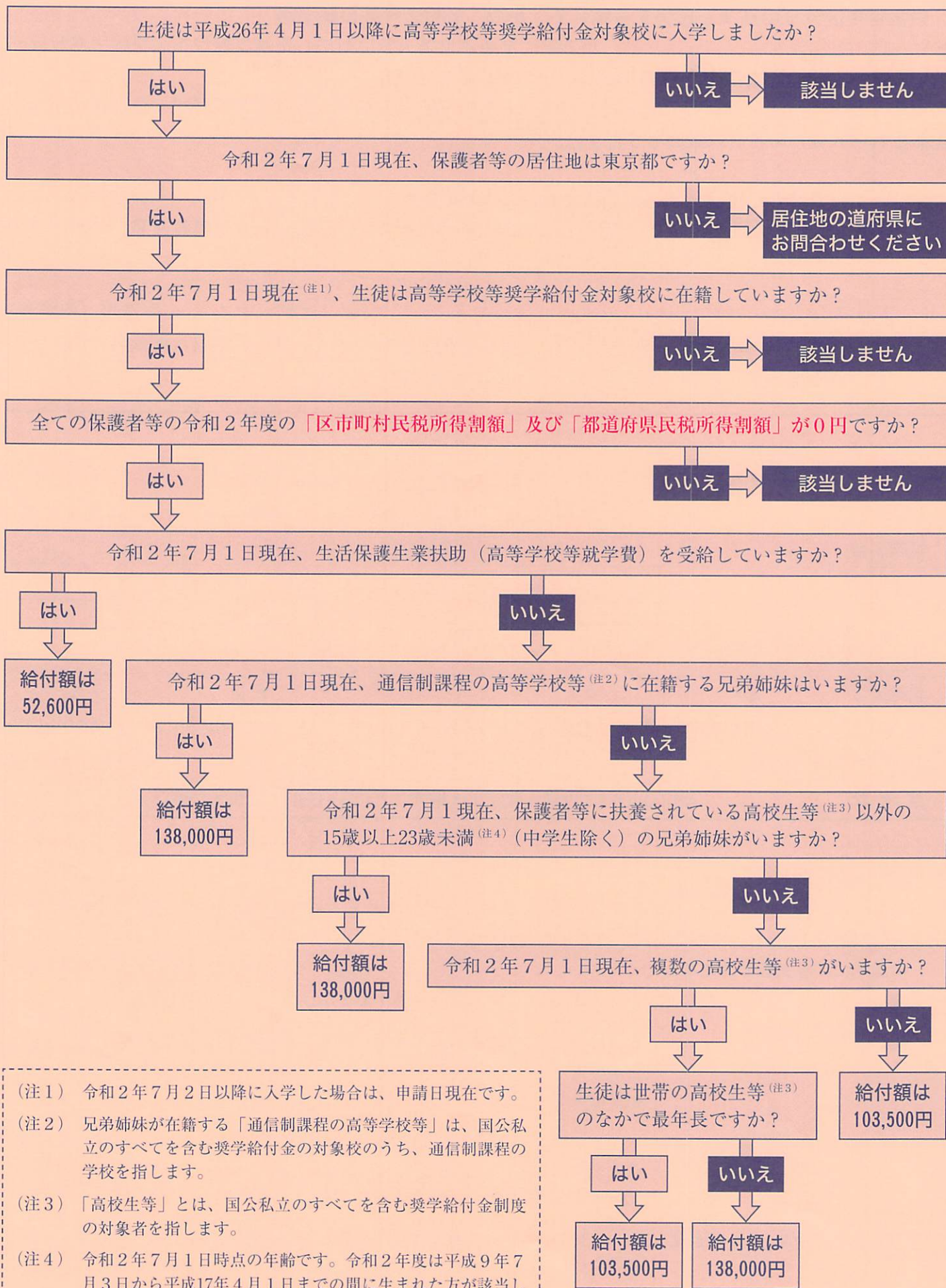
世帯人数とは、「申請者とその税法上扶養する人数」と「配偶者とその税法上扶養する人数」の合計人数（住民税課税・非課税証明書に記載された扶養人数）となります。

申請前に扶養人数の確認をしてください。扶養の申告漏れがある方は、修正申告後に申請してください。  
 なお、扶養人数は住民票に記載された人数と一致するとは限りません。

- 同居している祖父母等 …………… 住民票が別になっている場合でも、税法上で扶養関係があれば世帯人数に含めます。  
 祖父母等の「住民票」、「課税証明書等」の提出は不要です。
- 一人暮らしの兄弟姉妹 …………… 生徒の兄（姉）が大学生で下宿等により住民票が別になっている場合でも、税法上で扶養関係があれば世帯人数に含めます。  
 兄弟姉妹の「住民票」の提出は不要です。
- 今年4月に就職した兄弟姉妹 …… 今年1月1日以降の扶養関係に異動があり、申請時点で住民票が別になっているとしても、昨年扶養に入っていた場合には税法上の扶養人数に入っているため、世帯人数に含むこととなります。

# 7 対象者および給付額の確認方法

## 【奨学給付金】



- (注1) 令和2年7月2日以降に入学した場合は、申請日現在です。
- (注2) 兄弟姉妹が在籍する「通信制課程の高等学校等」は、国公立のすべてを含む奨学給付金の対象校のうち、通信制課程の学校を指します。
- (注3) 「高校生等」とは、国公立のすべてを含む奨学給付金制度の対象者を指します。
- (注4) 令和2年7月1日時点の年齢です。令和2年度は平成9年7月3日から平成17年4月1日までの間に生まれた方が該当します。

## 8 申請に必要な書類一覧

| 必要な書類  | 対象世帯区分                           | 発行機関          |
|--|----------------------------------|---------------|
| <b>① &lt;申請書1枚目&gt; 授業料軽減助成金 交付申請書</b> (あ)   | 全世帯                              | 申請者<br>記入     |
| <b>② &lt;申請書2枚目&gt; 奨学給付金 受給申請書</b> (い) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「奨学給付金」の対象となる方のみ提出してください。(2ページの5参照)</li> <li>・対象世帯は、「A生活保護【生業扶助】受給世帯」「B非課税・均等割のみの世帯」の場合のみです。</li> </ul>  | A生活保護<br>B非課税・均等割                | 申請者<br>記入     |
| <b>③ 住民票 (コピー可)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員の記載があるもの</li> <li>・続柄の記載があるもの</li> <li>・令和2年5月1日以降の発行で、申請日前3カ月以内の発行のもの</li> <li>・マイナンバー(個人番号)の記載がないもの</li> </ul>   | 全世帯                              | 区市町村<br>役所(場) |
| 所得及び扶養状況等を証明する書類(下記のいずれか) ※奨学給付金を申請する方は、必ず生活保護受給証明書又は(非)課税証明書を提出してください。  |                                  |               |
| <b>④ 生活保護受給証明書 (コピー可)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの</li> <li>・令和2年5月1日以降発行、申請日前3カ月以内の発行のもの</li> </ul>   | 生活保護を受給<br>している方                 | 福祉<br>事務所     |
| <b>⑤ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書</b> <p>生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給している場合は、別紙『【生活保護を受給している】方へ』の(A)『生業扶助受給証明書』を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日前3カ月以内の発行のもの</li> <li>・福祉事務所の証明・押印を受けたもの</li> </ul> <p>A：生活保護【生業扶助】を受給している世帯になります。</p> <p>『奨学給付金 受給申請書(い)』の(2)所得状況Aに☑をしてください。</p> <p>生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給していない場合は、『生活保護受給証明書』を提出のうえ、別紙『【生活保護を受給している】方へ』の(B)に署名をして提出してください。</p> <p>B：住民税が「非課税」の世帯になります。</p> <p>『奨学給付金 受給申請書(い)』の(2)所得状況Bに☑をしてください。</p>  | 【生業扶助】<br>(高等学校等就学費)<br>を受給している方 |               |
| <b>⑥ 令和2年度住民税課税・非課税証明書、特別徴収税額決定通知書のいずれか1つ (コピー可)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の扶養の記載があるもの(名前は必要ありません。6ページの9(2)参照)</li> <li>・扶養人数(内訳)の記載があるもの(6ページの9(2)参照)</li> <li>・課税証明書・非課税証明書の場合は申請日前3カ月以内の発行のもの</li> <li>・申請者及びその配偶者のもの</li> </ul> <p>※扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に課税証明書もしくは非課税証明書を提出してください。</p> <p>※「特別徴収税額決定通知書」は、納税方法が特別徴収だけの場合に限り(コピーすると端が切れる場合があります)ご注意ください。</p> <p>※「源泉徴収票」「納税通知書」では受付できません。</p> <p>※海外に赴任して「住民税課税・非課税証明書」が入手できない場合は、勤務先発行の給与の支払証明書が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、8ページの11「問合せ先」へご相談ください。</p> <p>※令和2年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。</p> <p><b>配偶者の『住民税課税・非課税証明書』について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が【配偶者控除】を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合は、配偶者の証明書は不要です。</li> <li>・【配偶者特別控除】の適用を受けている場合は、配偶者の証明書も必要です。</li> <li>・【配偶者控除】の適用が無い場合は、配偶者の証明書も必要です。</li> <li>・申請者が自営業で、その配偶者が【事業専従者】の場合は、配偶者の証明書も必要です。</li> </ul> | 生活保護を受給<br>していない方                | 区市町村<br>役所(場) |

## 9 基準額、扶養人数等の確認方法

### (1) 「課税標準額」について

基準額算定の際には、お手元の「特別徴収税額決定通知書」又は「住民税課税証明書」に記載の「区市町村民税課税標準額」をご確認ください。

詳細は、右のQRコード又は下記URLからご確認ください。

[https://www.shigaku-tokyo.or.jp/kazei\\_hyojungaku](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/kazei_hyojungaku)



### (2) 「扶養」について

扶養人数（世帯の構成員）や所得控除の内容により、「課税額」が異なります。

※区市町村により「課税証明書」の様式は異なります。

※生徒等の扶養は「課税証明書の扶養該当欄」と「住民票」との照合で確認するため、「課税証明書」に被扶養者名の記載は必要ありません。

※「扶養人数」や「寡婦(夫)控除」を表示するには、表示の申請が必要な自治体がありますのでご注意ください。

| 扶養該当欄 |    |    |    |    |
|-------|----|----|----|----|
| 控配    | 特定 | 一般 | 年少 | 老人 |
| 無     | 1人 | 1人 | 1人 | 0人 |

[配偶者控除]の適用がない場合は、配偶者の課税証明書も必要です。

| 所得控除の内訳 |           |
|---------|-----------|
| 配偶者控除   | ¥ 0       |
| 配偶者特別控除 | ¥ 330,000 |
| 扶養      | ¥ 780,000 |

[配偶者特別控除]の適用がある場合は、配偶者の課税証明書も必要です。

扶養該当欄 (R1.12.31 現在)  
 【特定扶養】19歳以上23歳未満    【年少扶養】16歳未満    【一般(その他)】16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満

### (3) 「非課税」または「均等割のみ」の世帯（奨学給付金対象世帯）の確認方法

#### 『非課税』または『均等割のみ』の世帯の確認方法

- 『非課税』の世帯とは、住民税の「区市町村民税」と「都道府県民税」ともに、0円（課税されていない）の世帯です。

| 年税額 | 区市町村民税 | 所得割 | 0 |
|-----|--------|-----|---|
|     |        | 均等割 | 0 |
| 0   | 都道府県民税 | 所得割 | 0 |
|     |        | 均等割 | 0 |

- 『均等割のみ』の世帯とは、住民税の「均等割（区市町村民税+都道府県民税）」のみ課税され、「所得割額」が0円の世帯です。

| 年税額   | 区市町村民税 | 所得割 | 0     |
|-------|--------|-----|-------|
|       |        | 均等割 | 3,500 |
| 5,000 | 都道府県民税 | 所得割 | 0     |
|       |        | 均等割 | 1,500 |

## 10 Q & A ～よくお問合せを頂くご質問（お問合せの前にご覧ください）～

### 1. 申請について

Q1. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。

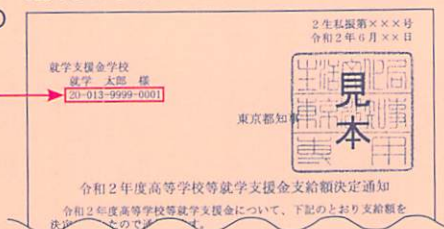
A. 必要です。必ず学年（年度）ごとに申請してください。「授業料軽減助成金」は、年度に1回のみで、在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。「奨学給付金」は、年度に1回のみで、給付の回数は、1人の生徒につき通算3回（定時制、通信制の場合は4回）までとなります。なお、学年をさかのぼっての申請はできませんので、ご注意ください。

Q2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」と「就学支援金」の支給総額は、46万1千円の範囲内で、保護者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となりません。また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q3. 申請書に記載する「就学支援金認定番号」は何を見ればわかりますか。(都内の学校に通われている方のみ)

- A. 6月中旬に学校から配布される「高等学校等就学支援金支給額決定通知」のうち、左上部のお名前の下にある13ケタの番号をご覧ください。



※1年生は学校から配布される認定番号(仮)をご記入ください。

※認定番号がわからない場合は記入不要です。

Q4. 保護者(申請者)は都内に居住しており、生徒が通信制課程の高等学校に在学しています(都外含む)。申請できますか。

- A. 「授業料軽減助成金」は、生徒が在学している通信制課程の高等学校が東京都認可校であれば、10月に申請受付を予定しております。それ以外の通信制高校は申請できません。

「奨学給付金」は、「就学支援金」の支給を受ける資格があるなどの条件を満たせば申請ができます。「奨学給付金」専用のお知らせ・申請書がありますので、在学学校又は財団ホームページからご入手ください。

Q5. 保護者(申請者)は都内に居住しており、生徒が都外(寮)に居住しています。申請できますか。

- A. 「授業料軽減助成金」は、入学決定後都内から都外に移動し、学校が指定する寮に入っている場合は申請できます。ただし、学校の証明書が必要になります。証明書は専用紙がありますので、財団ホームページからご入手ください。

「奨学給付金」は申請できます。「奨学給付金」のみ申請する場合は、専用のお知らせ・申請書がありますので、在学学校又は財団ホームページからご入手ください。

Q6. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。

- A. 「授業料軽減助成金」は申請できます。「奨学給付金」は申請できません。「奨学給付金」は、就学支援金の対象校を卒業しているなど、就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格がない場合は対象外です。申請書1枚目のみご提出ください。

Q7. 6月に退学しましたが申請できますか。

- A. 「授業料軽減助成金」、「奨学給付金」ともに申請できません。令和2年7月1日現在で在学している必要があります。

Q8. 令和2年7月2日以降に入学しましたが、申請できますか。

- A. 「授業料軽減助成金」、「奨学給付金」ともに、申請日現在で在学していれば申請できます。

Q9. 授業料の支払いが遅れていますが、「授業料軽減助成金」は受けられますか。

- A. 受けることができますが、納付済みの授業料が軽減額の上限となります。ただし、都内に所在する学校では、保護者負担額を上限とし、納付済み分を保護者の口座に振り込み、未納分を授業料に充当する場合があります。

Q10. 授業料の支払いが遅れていたため、「授業料軽減助成金」の一部のみ助成を受けました。その後、残りの授業料を支払った場合に差額は申請できますか。

- A. 申請できます。特別申請(Q21参照)の時点で、2ページの5「対象となる申請者の要件」を満たしていれば申請することができます。ただし、特別申請時までには授業料を納付していることが必要になります。

Q11. 令和2年7月2日以降に都外に転居の予定がありますが、申請できますか。

- A. 「授業料軽減助成金」は、令和2年5月1日以前から申請時まで引き続き都内に居住していれば対象となります。「奨学給付金」は、令和2年7月1日時点で都内に居住していれば、当財団に申請してください。

Q12. 東京都の「私立学校被災生徒等臨時支援金」の支給を受けています。「奨学給付金」と併用できますか。

- A. 東日本大震災又は大規模災害により被災し、東京都内の私立学校に転入学された方に対する「私立学校被災生徒等臨時支援金」とは併用できません。

## 2. 申請者について

Q13. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。

- A. 「授業料軽減助成金」及び「奨学給付金」は、**生徒の親権者**がご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の他の人の収入により生計を維持している場合は、その人が申請してください。

詳しくは、8ページの11「問合せ先」へご相談ください。

Q14. 事情により、生徒を「課税証明書」の扶養に入れることができません。申請できますか。

- A. 令和2年5月1日から申請時まで、保護者と生徒が引き続き東京都内に居住している場合は申請できます。ただし、対象世帯区分C又はDに該当している方は、後日確認のご連絡をする場合があります。

Q15. ひとり親家庭です。申請できますか。

- A. 申請できます。必要書類等ご不明な点につきましては8ページの11「問合せ先」へご相談ください。

Q16. 令和2年1月1日以降にひとり親になったため、「課税証明書」に生徒の扶養が載りません。申請できますか。

- A. 申請できます。令和2年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。

Q17. 保護者がいません(成人している場合等)。本人が申請できますか。

- A. 生徒が、他の人(配偶者等)の収入により生計を維持している場合はその人(配偶者等)が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となる可能性があります。詳しくは、8ページの11「問合せ先」へご相談ください。

Q18. 保護者が単身赴任(海外含む)のため都内にいない場合は申請できますか。

- A. 申請者が、都内居住の保護者(親権者等)であれば申請できます。また、単身赴任者の「所得及び扶養状況等を証明する書類」も必要となります。

Q19. 保護者が海外に赴任しており、「住民税課税・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。

- A. 「授業料軽減助成金」は申請できますが、勤務先発行の「給与支払証明書」が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、8ページの11「問合せ先」へご相談ください。「奨学給付金」は、所得の確認ができないため申請できません。

Q20. 親権を行う児童福祉施設の長です。申請できますか。

- A. 「授業料軽減助成金」は申請できません。「奨学給付金」は、生徒に対して見学旅費又は特別育成費が措置されている場合は対象外です。措置されていない場合は申請できます。

### 3. 住民税額等が減額になった場合について

Q21. 夏の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。

- A. 特別申請期間中に申請できます。令和3年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受付ける予定です。特別申請は申請時点において、2ページの5「対象となる申請者の要件」に該当される方が対象となります。日程などの詳細については、11月中旬以降に（例年とおりのスケジュールであれば、11月中旬頃には特別申請の受付期間等のスケジュールが決まる予定です）8ページの11「問合せ先」へお問い合わせいただくか、財団のホームページをご覧ください。

### 4. 振込先口座について

Q22. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。

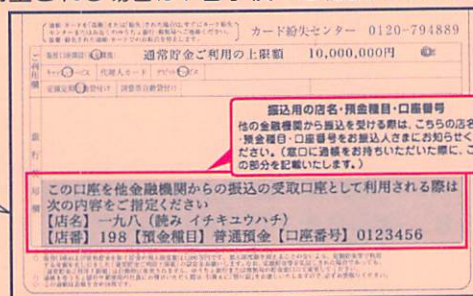
- A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座を記入してください。ただし、「奨学給付金」は、学校による代理受領が可能です（※学校が都内に所在し、かつ、奨学給付金の代理受領を取り扱う場合のみ）。希望される場合は、各学校へご相談ください。

Q23. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

- A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、他金融機関振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」・「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例

【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456



Q24. ゆうちょ銀行以外の店名・口座番号はどうやって確認できますか。

- A. 銀行の通帳や、キャッシュカードに印字された番号をご確認ください。

## 11 問合せ先

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

## 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減・給付金担当

公益財団法人東京都私学財団 授業料軽減・給付金担当 東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル2階

☎ (03) 5206-7925 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00) ※6~7月の申請期間中は土曜電話受付を行う予定です。

東京都私学財団

検索

<http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取り扱いについては、別紙<申請書記入例>裏面をご参照ください。

## 12 宛名ラベル

※郵便局の窓口で「特定記録郵便」でお出しください。

(キリトリ線)

チェック欄 ※提出前にご確認ください。

〒162-8799

牛込郵便局留

(公財) 東京都私学財団

2階 行

- 授業料軽減助成金 交付申請書㊟ (全世帯)
- 署名欄に署名はしましたか？
  - 所得状況のいずれかにチェックをしましたか？
  - 多子判定の条件に当てはまる場合にチェックをしていますか？
  - 証明書提出のいずれかにチェックをしましたか？
  - 振込先口座の名義人は申請者本人のものですか？
- 奨学給付金 受給申請書㊞ (生活保護世帯又は非課税・均等割のみの世帯)
- 署名欄に署名をしましたか？
  - 所得状況A・Bのいずれかにチェックをしましたか？
- 住民票 (コピー可)
- 世帯全員の記載がありますか？
  - 続柄の記載がありますか？
  - 令和2年5月1日以降、申請日前3カ月以内の発行のものですか？
  - マイナンバー (個人番号) の記載のないものですか？
- 所得及び扶養状況等を証明する書類
- 【生活保護を受給している世帯】
- 『生活扶助』受給証明書』又は『生活保護受給証明書』
- 生徒及び申請者 (保護者) の世帯全員が生活保護の対象と記載がありますか？
  - 令和2年5月1日以降、申請日前3カ月以内の発行のものですか？
- 【住民税が「非課税・均等割」の世帯及び課税の世帯】
- 令和2年度住民税課税・非課税証明書、特別徴収税額決定通知書のいずれか1つ (コピー可)
- 生徒の扶養の記載があるものですか？
  - 申請日前3カ月以内の発行のものですか？
- いずれが  申請者及び配偶者2名分提出 (配偶者控除のない世帯)
- 申請者1名分提出 (配偶者控除適用世帯又は保護者1名の世帯)
- 特別徴収だけで納税されていますか？
- (※特別徴収以外に納税されている場合は、課税証明書による申請が必要です)
- (※コピーすると端が切れる場合がありますのでご注意ください)
- (※奨学給付金を申請される方は課税・非課税証明書が必要となる点ご注意ください)